

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第520号 平成25年4月1日

脱法ハーブ

先日、北大生3人が昨年の夏脱法ハーブを吸引し、1人が一時意識不明になっていた事が明るみになりましたが、この事件は、脱法ハーブが若者達の中に相当広く拡大している事を示すもので、危機感を持って受け止める必要があります。

事件の概要は、北大の公認サークル「北大フォークソング研究会」に所属する男子学生3人が昨年7月、定期演奏会の際に脱法ハーブを使用したというのですが、彼らは、「市内で当日購入した。気分を盛り上げるため、初めて使った」と話しているそうです。

顧問の教授は、事件の数日後に連絡を受けましたが、大学に報告していませんでした。その理由について顧問は、「サークル内の蔓延はなく、警察も事件性がないと判断したため」としています（3月21日付北海道新聞他）が、学生たちの認識の甘さはもとより、顧問の教授についても、脱法ハーブに対する認識の甘さを指摘せざるを得ません。

「違法でなければ何をしても良いのか」という問いにどう答えるかという事でもあります。学生たちの健康管理、更には、一歩間違えれば犯罪にも巻き込まれかねない問題であり、教育関係者としてはもっと厳しい姿勢で臨むべきだと思います。

脱法ハーブは、大麻や覚醒剤などの違法薬物と類似した成分を吹き付けた香草で、法規制の対象からは外れていますが、催眠・興奮・幻覚・幻聴作用などがあり、痙攣・意識障害・呼吸困難などの重篤な健康被害を引き起こす恐れもあります（「知恵蔵2013」から）。

脱法ハーブの問題は、インターネットや店頭でも容易に手に入るために抵抗感が少なく、薬物犯罪への「ゲートウェイドラッグ」とも呼ばれています（2月19日付北海道新聞）。

厚生労働省は、脱法ドラッグの規制強化のため、23日から、成分構造が似た複数の化学物質を使ったハーブなどの製造や販売、輸入を一括規制する「包括指定」を導入しています。この「包括指定」の対象は、大麻に成分が似た「合成カンナビノイド系」の772種で、従来の個別指定分を含めて指定薬物は851種に拡大する事になります。なお、これに違反した場合は、5年以下の懲役、又は500万円以下の罰金に処せられますが、使用や所持を禁じる規定はありません。

厚生労働省としては、今回の「包括指定」によって、個別物質を指定しても直ぐに成分を一部変えた新種が出回るといふ「いたちごっこ」を断ち切りたい考えのようですが、既に店頭には「包括指定」をかいくぐる新種が出回っているとも聞きます。つまり、規制だけでは根本的な解決は難しいという事だと思います。

民間団体「日本薬物対策協会」が実施した首都圏の中高生約6千人の意識調査をしたところ、75.4%は「所持も使用も悪いことだ」と答えています。一方では、13.2%が「使用するかの判断は個人の自由」と回答しており、0.6%が実際に「試したことがある」、また、5.7%は、「使用しても法律に反しなければ悪いとはいえない」と回答しているそうです（2月19日付北海道新聞）。

こうした意識調査を見る限り、脱法ハーブの根絶は難しいものがあります。

中には、「脱法は違法とは違うのだから、自己責任で良いではないか」と考える人もいるかも知れませんが、それは大きな誤りです。確かに、「脱法」は「違法」とは違いますが、しかし、「合法」でもないのです。明らかに禁止薬物ではないというだけで、健康上も非常に大きな問題があります。

特に、発達段階にある青少年に与える影響は極めて深刻ですので、各学校においては、警察など関係機関と十分連携しながら、これまで以上に「薬物教育」の徹底を図らなければなりません。（塾頭：吉田 洋一）